

6 保育所・幼稚園・認定こども園関係施策等
(子ども・子育て支援新制度含む)

幼保支援課 補助金等一覧【R7年度 当初予算】

細目名	補助金・負担金名	R7 当初予算額 (千円)	財源内訳			補助先	補助対象施設						補助率		
			一般財源	国庫補助金	基金		保育所	幼稚園	認定こども園	地域型保育	認可外保育施設	その他	県予算	備考	
1	保育士登録施行費	299	150	149		(社)日本保育協会	/	/	/	/	/	/	/	1/2	
2	幼保団体等研修推進事業費補助金	3,143	1,630	1,513		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	① 幼保団体研修等推進事業	2,180	1,630	550		保育所・幼稚園関係団体							○	定額	
	② 認定こども園等研修支援事業	963		963		市町村	公私	公私	公私					1/2	国1/2 市町村1/2
3	保育サービス等推進総合補助金	25,988	25,988			市町村(高知市除く)	公私	公私(※新)	公私	公私				1/2	
4	保育サービス促進事業費	4,269	4,269			保育所・小規模保育事業所	公私			公私				公立:1/2 私立:定額	
5	認可化移行運営費支援事業費補助金	0				市町村(高知市除く)						私		1/4	
6	特別支援保育・教育推進事業費補助金	53,103	15,003	38,100		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	① 保育所等における要支援児童等対応推進事業	32,841	10,949	21,892		市町村							○	3/4 (国1/2、県1/4)	地域連携推進員設置
	② 医療的ケア児保育支援事業	20,262	4,054	16,208		市町村(高知市除く)	公私		公私	公私				5/6※ (国2/3、県1/6)	※整備計画書を策定し、条件を満たした場合
	スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金	5,078	5,078			市町村・学校組合							○	1/2	
7	保育士修学資金等貸付事業費補助金	85,838	8,584	77,254		高知県社会福祉協議会							○	10/10 (国9/10、県1/10)	
8	産休等代替職員雇用事業費補助金	4,340	4,340			私立保育所等	私	私(※新)	私	私				3/4	※私立幼稚園、幼稚園型認定こども園のみ高知市も補助対象
9	地域型保育等人材育成事業費補助金	0				/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	① 地域型保育人材育成事業	0				認可外保育施設等	私	私	私	私	私			1/2	
	② 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業	0				学校法人及び社会福祉法人(高知市除く)が設置する認定こども園等(移行予定施設含む)				私				10/10 (国1/2、県1/2)	受講に要した経費の1/2以内、上限あり
10	保育補助者配置事業費補助金	26,890	5,355	21,535		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	① 保育補助者配置事業	18,959	2,711	16,248		市町村(高知市除く)	私		私(幼保連携型のみ)	公・私	私(企業主導型保育事業所のみ)			7/8 (国3/4、県1/8)	
	② 保育体制強化事業	7,931	2,644	5,287		市町村(高知市除く)	私		私(幼保連携型のみ※)	私				3/4 (国1/2、県1/4)	※保育支援者を配置する場合
11	子どものための教育・保育給付費負担金	3,458,198	3,458,198			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	① 施設型給付費等負担金	3,094,229	3,094,229			市町村	私	私(※新)	私					3歳以上 1/4 満3歳未満 20.00/100	3歳以上 国1/2、市町村1/4 満3歳未満 国60.00/100 市町村20.00/100
	② 地域型保育給付費等負担金	208,500	208,500			市町村				公私	公(特例保育のみ)				
	③ 施設型給付費等地方単独費負担金	155,469	155,469			市町村		私(※新)	私					1/2	市町村1/2
12	子どものための教育・保育給付費過年度精算負担金	8,621	8,621			市町村	/	/	/	/	/	/	/	3歳以上 1/4 満3歳未満 20.885/100	3歳以上 国1/2、市町村1/4 満3歳未満 国58.23/100 市町村20.885/100

(※新):新制度移行施設のみ

細目名	補助金・負担金名	R7 当初 予算額 (千円)	財源内訳			補助先	補助対象施設						補助率		
			一般 財源	国庫 補助金	基金		保育 所	幼稚 園	認定こ ども園	地域 型保 育	認可 外保 育施 設	その他	県予算	備考	
13 子ども 子育て 支援 事業費	地域子ども・子育て支援 事業費補助金	189,430	189,430												
	① 病児・病後児保育 事業	123,583	123,583				公私		公私	公私			○		
	② 延長保育事業	14,269	14,269				私		私	私					
	③ 一時預かり事業	49,562	49,562			市町村	公私	公私 (※新)	公私	公私			○	1/3	国1/3 市町村1/3
	④ 実費徴収に係る補 足給付を行う事業	1,886	1,886										○		
	⑤ 多様な事業者の参入 促進・能力活用事業	130	130						私						
14	子育て支援施設等利用 給付費負担金	13,730	13,730			市町村		公私	公私	公私	公私		○	1/4	国1/2 市町村1/4
15	子育て支援施設等利用 給付費過年度精算負担 金	509	509			市町村								1/4	国1/2 市町村1/4
16	私立学校運営費補助金	233	117	116		幼稚園									
17	私立幼稚園 振興費	14,210	7,105	7,105		幼稚園又は幼 保連携型認定 こども園を設 置する学校法 人		私	私 (幼保 連携型 ・幼稚 園型の み)					定額	
18	私立幼稚園等特別支援 教育費補助金	41,552	21,168	20,384											
19	幼稚園等緊急環境整備 事業費補助金	7,975		7,975		市町村、学校法 人又は社会福 祉法人(幼保連 携型認定こども 園を設置する場 合に限る。)等		公私	公私(公 立は幼稚 園(幼稚 園型認定 こども園を 含む)の み)					遊具等環境整備 は幼保連携型認 定こども園及び 幼稚園型認定こ ども園1/2 上記以外の幼稚 園1/3 ICT化支援は1/2	※ICT化支援は 令和6年度2月補 正で対応
20	保育所・幼稚 園等施設 整備事業費	8,685	4,291	4,394											
	① 保育環境向上等事 業	4,328	2,164	2,164		市町村	公私		公私(幼 保連携 型のみ)	公私				1/3	国1/3
	② 熱中症対策事業	2,744	1,372	1,372		市町村	私		私	公私(家 庭的保 育事業 所、小 規模保 育事業 所の み)				1/3	国1/3
	③ 感染症対策事業	1,480	740	740		市町村	公私		公私	公私(家 庭的保 育事業 所、小 規模保 育事業 所の み)				1/3	国1/3
	認可外保育施設に おける睡眠中の事 故防止対策事業	133	15	118		認可外保育施 設						公私		1/12	国1/2
21	保育所・幼稚園等高台 移転施設整備事業費補 助金	0				私立保育所・ 認定こども園 設置者(高知 市除く)、私立 幼稚園設置者	私	私	私					3/4	
22	保育所・幼稚 園等南 海トラ フ地 震対策 事業費	0				市町村(高知 市を除く)	公	公	公					3/4	市町村起債 のうち交付 税措置のな い市町村実 負担額の 3/4
23	保育所・幼稚園等高台 移転検討事業費補助金	0				市町村	公私	公私	公私					1/2	
24	保育料 等軽減 事業費	88,646	88,646			市町村(高知 市除く)	公私		公私	公私	公私		○	1/2	

(※新):新制度移行施設のみ

幼保支援課

R7当初：43,955千円（一）20,131千円
 （R6当初：43,929千円（一）23,453千円）

厳しい環境にある子どもたちへの支援（就学前）

事業概要

多様化、複雑化する子育てに関して、保護者が抱える不安や悩み、乳幼児期のより良い親子関係の構築を支援するため、保育所・幼稚園等の保育者の保育支援力の向上を図る。さらに、厳しい環境にある子どもたちの保護者へのアプローチや関係機関と連携した支援を強化するため、家庭支援推進保育士や親育士・特別支援保育コーディネーター、小学校への円滑な接続を見据えた支援等を行うスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置する。

期待される効果

各園の親育支援体制（家庭支援のための体制）の充実により、全ての子どもたちが、家庭の経済状況などに関わらず、どこにいても質の高い教育・保育を受け、健やかに育つことができる。

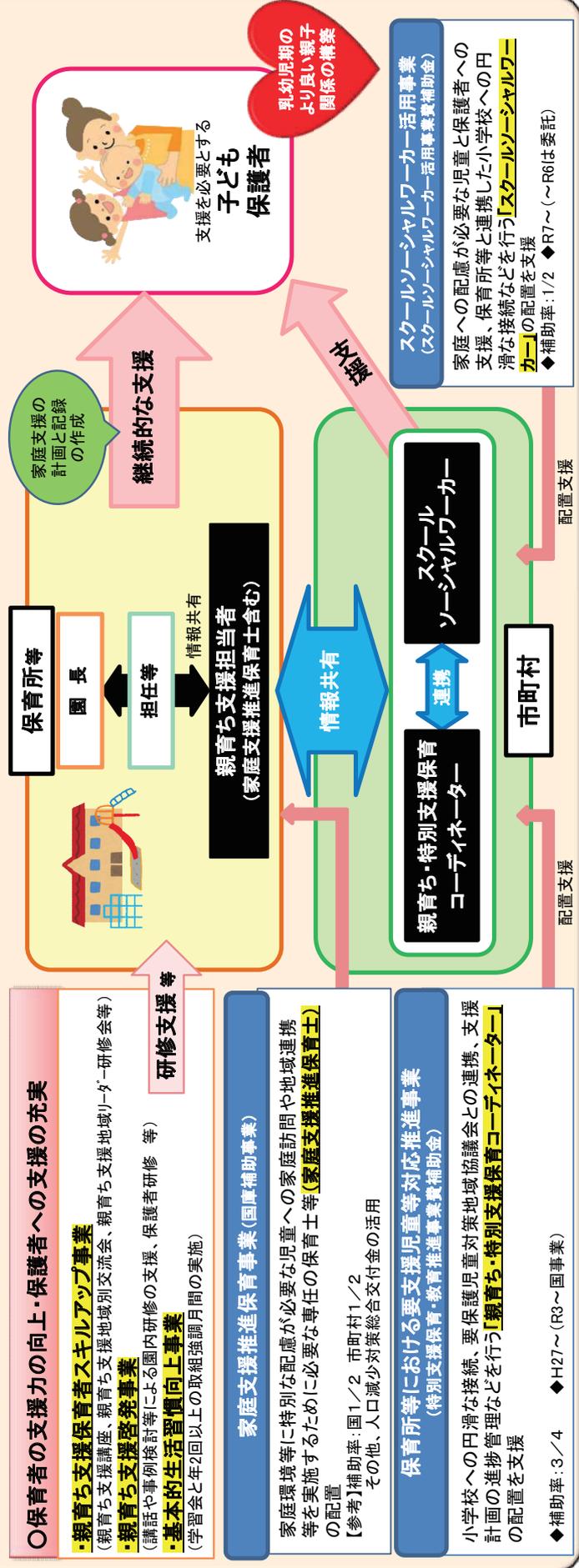
事業目標

○切れ目のない継続的な支援の充実
 ・親育支援研修計画の作成：85%(R6:83.0%)
 ・家庭支援の計画と記録の作成率：100%(R6:92.3%)

現状・課題

◆核家族化や地域での子育て家庭の孤立化等を背景に、子どもへの適切な関わり方が分からなかつたり、子育てに不安や悩みを抱えたりする保護者が増えている。
 ◆家庭における教育力の低下等を背景に、様々な課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。
 ◆取り組みを拡充させ推進するためには、保護者への支援を担う人材の確保が必要。

家庭支援体制の充実と園を支える仕組みづくり



多機能型保育支援事業

事業概要

保育所等の子育て支援機能を強化し、保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めることで、「子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援」を行うことが可能な多機能型保育の拡大を図る。

現状・課題

少子化や核家族化を背景として、就労形態や価値観の多様化などの社会環境が変化し、人と人との結びつきや地域の繋がりが希薄化している。子育て中の世帯が、地域の方々から日々の子育てに対する助言や協力や協力を得ることが難しく、地域全体で子育てしている。

実施内容

多機能型保育支援事業費補助金

保育所等の子育て支援機能を強化し、地域ぐるみの子育て支援（下欄①～⑤の交流事業）の運営を補助

- ◆補助先
市町村・私立保育所・私立小規模保育事業者
- ◆補助対象経費
交流事業を実施するために必要な運営経費
- ◆補助基準額（上限額）

ステップ1 保育所 11,000円/月
小規模保育事業所 9,000円/月

ステップ2 保育所 33,000円/月
小規模保育事業所 33,000円/月

継続経費 保育所 25,000円/月
小規模保育事業所 20,000円/月

ステップ3 保育所 56,000円/月
小規模保育事業所 56,000円/月

継続経費 保育所 28,000円/月
小規模保育事業所 22,000円/月

◆補助率 公立：1/2 私立：定額

多機能型保育支援事業委託料

委託内容：多機能型保育施設の情報収集・発信、子育て事業の企画提案、保育施設を中心とした地域連携、その他施設へのアドバイス等

委託先 未定

幼保支援課

R7当初：9,470千円（一）9,470千円
（R6当初：9,001千円（一）9,001千円）

期待される効果

地域の方々との協働で様々な交流事業を実施し、地域との絆を深めることで、子育て家庭への声かけなど日常的な支援を充実させ、子育てしやすい環境につなげられる。

事業目標

R9：40か所

地域と一緒に！

ステップ3

- ①場の提供【月8日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年6回】

補助期間：1年間
※補助期間終了後は継続に移行可

施設力を少しでも大きくしませんか？

ステップ2

- ①場の提供【月5日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年3回】

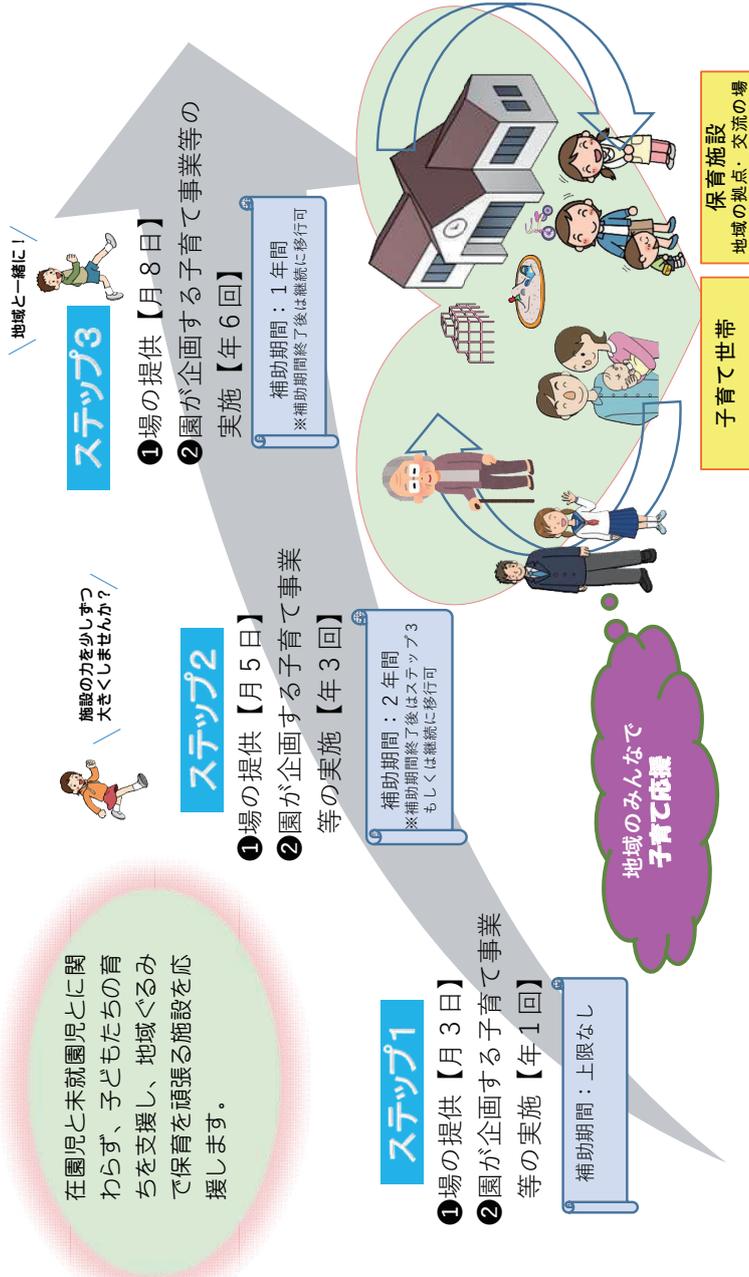
補助期間：2年間
※補助期間終了後はステップ3もしくは継続に移行可

ステップ1

- ①場の提供【月3日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年1回】

補助期間：上限なし

地域の人みんなで
子育て応援



子育て世帯

保育施設 地域の拠点・交流の場

②園が企画する子育て支援事業等

- ・夕涼み会
- ・運動会
- ・クリスマス会

等

①定期的な子育て支援への場の提供

- ・子育て相談
- ・園庭開放
- ・保護者同士の交流

等

③地域活動への参加

- ・防犯、防災避難訓練
- ・美化活動
- ・地域行事

等

保育士等の人材確保

《幼児支援課》
令和7年度当初予算額 140,464千円

1. 現状

◎ 本県の就学前こども数は年々減少傾向にある一方、県内の保育士等の数は、保育ニーズの多様化を背景にほぼ横ばいの状況

<就学前こども数及び保育士数>

	R2	R6	差引
就学前こども数 (0～5歳児)	28,331人	23,685人	△4,646人
保育士数 (保育教諭含む)	4,395人	4,328人	△67人

※特定教育・保育施設等運営状況調査
(各年度4月1日時点、保育士数は常勤・非常勤の計)

◎ 今後、国の新たな取組の活用も念頭に、子育て支援を維持・充実させるためには、さらなる保育士等の確保が必要な状況

<待機児童数>

R6.4.1時点：5人

※保育所等利用待機児童数調査

→ 育休からの復帰など年度途中の入所希望に対して、保育士確保が課題となり速やかな受入れに至らないケースがある

<次元の異なる少子化対策>

・配置基準改善

(R6.4～) 4・5歳児30:1→25:1

3歳児20:1→15:1

(R7.4～加算措置) 1歳児6:1→5:1

・こども誰でも通園制度

(R5～R6) 試行的事業

(R7) 法律上制度化

(R8) 給付制度

2. 課題

○ 求職者と保育職場のミスマッチの防止
・「実習先そのまま就職し早期退職する学生が多い。より多くの施設を見る機会があればよい」(養成施設)

○ 県内指定保育士養成施設（4施設）の入学者数減少

・R2：160人→R6：123人（△37人）

※指定保育士養成施設業務報告書

○ 働きやすい職場づくり

・処遇改善等加算に係る事務など書類作成業務の負担が大き

・風通しの良さは不適切な保育予防の観点からも非常に重要
(関係団体等)

○ 保育士等の処遇改善

・県内保育士の賃金：月額250,600円

全産業平均賃金：月額293,700円

(+43,100円)

※R5賃金構造基本統計調査



3. 令和7年度の取組

保育士等人材確保事業委託料 18,640千円
福祉人材センターにコーディネーター（2名）を配置し、就労支援と離職防止の両面からの取組の充実

○ 求職者と保育所等とのマッチング機能の強化

・保育職場に特化した「ふくし就職フェア」の開催

参加者増に向けた広報強化

・県外からの招き入れの充実

UIターンサポートセンターへの保育士等求人登録や移住フェア等での保育職場のPR等

○ 保育士・保育職場の魅力発信

・高校生に向けた魅力発信

・保育施設バスツアー、夏休みを活用した保育所等でのボランティア体験

・SNS等を活用した広報（福祉人材センターの周知等）

○ 保育士等の職場定着のための支援

・保育所等の経営者層を対象とした業務改善研修の実施

・若手保育士の交流会の実施

保育士修学資金等貸付事業費補助金 85,838千円

保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付

保育補助者配置事業費補助金 26,890千円

保育士の補助を行う保育補助者及び保育支援者の雇上げに必要な費用等を補助

産休等代替職員雇用事業費補助金 4,340千円

保育士等が産休等を取得する際の代替職員の雇用に要する経費を補助

子育て支援員等研修委託料 4,505千円

保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」を養成するための研修を実施

事務負担軽減のための支援の充実

私立保育所等の施設型給付に係る処遇改善等加算の認定申請等に対する助言・支援を充実させ、保育所等での事務負担軽減を図る。

拡 親育ち支援啓発事業

園内研修支援において「保育職場の人間関係づくり」や「メンタリングに関する内容」など業務改善や若手職員の定着の観点からのメニューを設定

新 若手保育士等の職場定着に向けた支援 251千円

ミドルリーダーのメンターとしての役割に関する研修会の実施等

※保育士等の処遇改善については、国において民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善が進められる予定であり、県においても引き続き政策提言等を実施

地域型保育人材育成事業（子育て支援員等研修）

幼保支援課

R7当初：4,505千円（一）2,253千円
 （R6当初：5,474千円（一）2,737千円）

期待される効果

子ども・子育て支援新制度において、市町村認可事業として創設された「地域型保育事業」に従事する者に義務付けている研修を実施する。

事業概要

現状・課題

【地域型保育事業の種類と実施施設数（R6.4月現在）】

種類	概要	事業所数
小規模保育事業	定員6人以上19人以下の施設において行う保育事業	24
家庭的保育事業	定員5人以下の施設において行う保育事業	2
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において行う保育事業	0
事業所内保育事業	事業所の従業員を対象とした保育施設において保育を必要とする地域の子どもの対象として行う保育事業	6

【現状】

待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少の一方、過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下

【課題】

人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくことも必要

事業目標

地域型保育事業の認可施設や一時預かり事業などの子育て支援事業に必要な職員を確保することができるよう研修を実施し、保育サービスの担い手となる子育て支援員等を養成する。



実施内容

子育て支援員：小規模保育・事業所内保育における保育従事者等

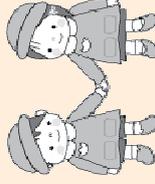
令和6年度

【子育て支援員研修】
 ◆基本研修 94名受講修了（1回開催）
 ◆専門研修「地域保育コース」（1回開催）
 ・地域型保育 60名受講修了
 ・一時預かり 18名受講修了
 ◆フオロアップ・現任研修（2回開催）

【家庭的保育者等研修】
 ◆認定研修
 ◆フオロアップ研修
 （R6年度は受講希望者なし）

令和7年度以降

引き続き研修を実施することにより、保育の質の向上を図り、0～2歳児の待機児童の解消を目指す。



平成27年度
 令和6年度

修了者数	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	計
基本研修	181	177	183	137	99	75	128	210	97	94	1,381
専門研修 地域型保育	111	87	89	88	53	62	53	84	78	60	765
専門研修 一時預かり	84	51	35	44	19	22	27	43	29	18	372

※平成26年度

【家庭的保育者等研修】

- ◆基礎研修：44名受講修了
- ◆認定研修：6名受講修了

平成27年度からは、基礎研修を子育て支援員研修に振り替えて実施

研修修了証交付後 → 高知県社会福祉協議会（福祉人材センター）への求職登録 → 求職者と雇用のマッチング

求人 ⇄ 求職の円滑化

「子育て支援員」研修について

趣旨

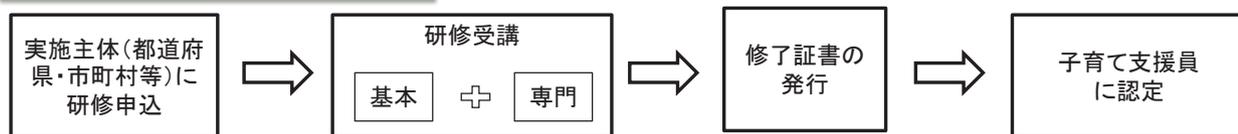
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。（「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定））
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

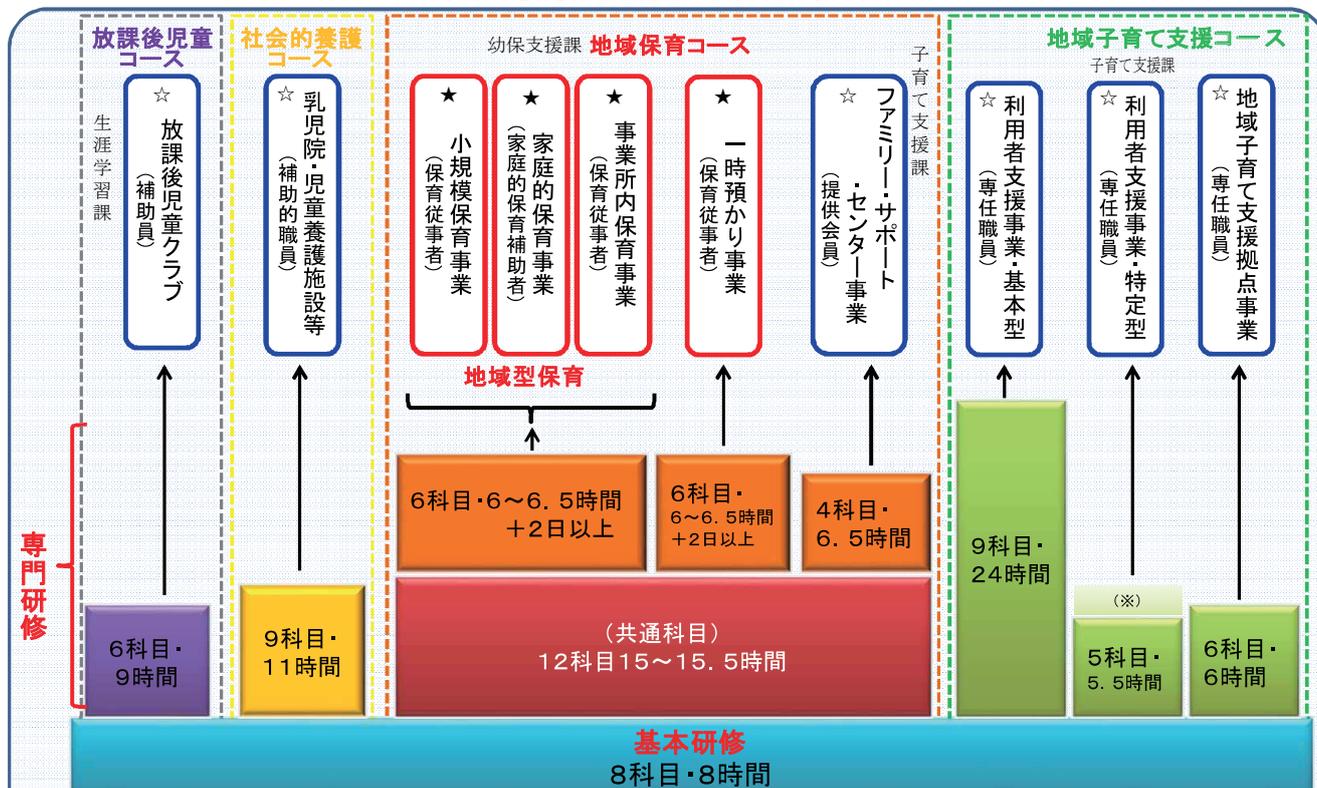
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
 注) ★枠は、研修が従事要件となる事業。☆枠は、研修の受講が推奨される事業。

特別支援保育・教育推進事業費

幼保支援課

R7当初：58,181千円（一）20,081千円
 （R6当初：54,225千円（一）22,788千円）

事業概要

保育所等に通り特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの教育・保育の質を高めるため、以下の取組に必要な経費を助成する。

- ① 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置
- ② 保育所等での医療的ケアに必要な看護師等の加配
- ③ スクールソーシャルワーカーの活用(就学前支援)

期待される効果

- ・特別支援保育専門職員や親育ち・特別支援保育コーディネーターが保育所等の加配保育士等に指導、助言を行うことにより、特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質の向上が見込まれる。また、保育所等に医療的ケア児加配看護師等を配置することにより、医療的ケア児の地域生活支援の向上が見込まれる。
- ・スクールソーシャルワーカーが厳しい環境にある5歳児と保護者へ支援を行うことにより、小1プロブレム等の小学校入学時ににおける課題の解決に繋がる。

現状・課題

- (現状) ◆ 特別な支援を必要とする子どもへの理解の広まりと同時に対象の子どもの増加している。
 ◆ 生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、様々な問題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。
 ◆ 子どもに対する総合的な支援体制の充実が求められる。
- (課題) ◆ コーディネーター、医療的ケア児加配看護師、SSWの配置拡充を推進するための人材の確保を必要とする。

事業目標

- 保育所等へ専門的かつ継続的な支援を行うことにより、各園が特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもにもあるいは医療的ケアが必要な子どもに対して組織的に対応できる体制を確立する。
 ○ 厳しい環境にある5歳児と保護者に適切な支援を実施し、円滑な小学校への入学に繋げる。

実施内容

保育所等における要支援児童等対応推進事業

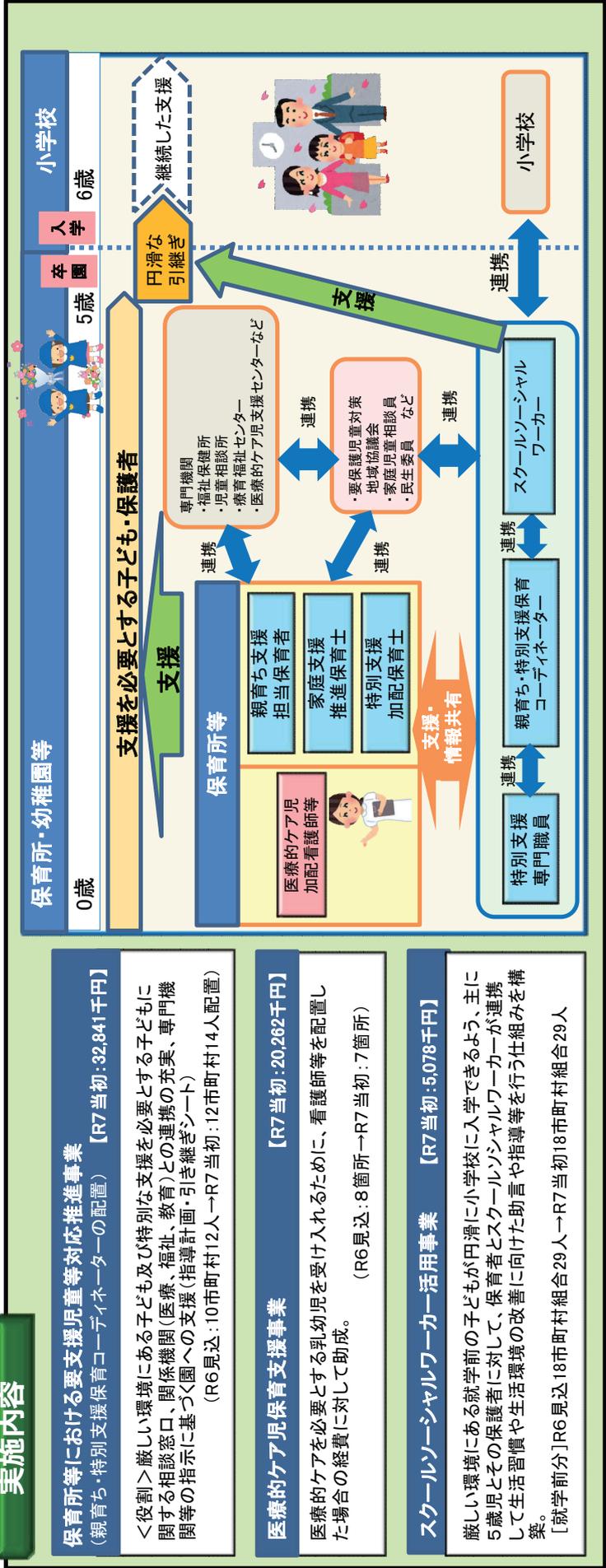
(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置) 【R7当初：32,841千円】
 <役割> 厳しい環境にある子ども及び特別な支援を必要とする子どもに関わる相談窓口、関係機関(医療、福祉、教育)との連携の充実、専門機関等の指示に基づき園への支援(指導計画・引き継ぎシート)
 (R6見込：10市町村12人→R7当初：12市町村14人配置)

医療的ケア児保育支援事業

医療的ケアを必要とする乳幼児を受け入れるために、看護師等を配置した場合の経費に対して助成。
 (R6見込：8箇所→R7当初：7箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

【R7当初：5,078千円】
 厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を行う仕組みを構築。
 [就学前分] R6見込18市町村組合29人→R7当初18市町村組合29人



地域のニーズに応じた保育サービスの充実

事業概要

子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援推進行動計画等の地域計画を円滑に推進するため、地域のニーズに応じた保育サービスの充実に関する事業に要する経費を補助する。

現状・課題

- ◆ 女性就労の増加、育児休業制度の定着等に伴い、0歳児から2歳児までの低年齢児について年度途中の保育需要が増えている。
- ◆ あらかじめ年度途中での入所を前提とした保育士等の人員確保が必要であるが、保育所等では、経営上余剰人員を雇用することが困難な状況にある。

実施内容

低年齢児保育促進事業

3歳未満児の保育のための保育士をあらかじめ加配し、待機児童解消のために年度途中の乳幼児の受け入れを促進する。

◆ 補助基準額 1,302,840円/1か所 (@9,870円×22日×6月)

◆ 補助要件

- (1) 年度途中の0～2歳の入所児童数が3名以上の見込み
- (2) 0～2歳児クラスの配置基準にプラスして職員配置

補助先：市町村(高知市除く)
補助率：県1/2 市町村1/2

幼保支援課

R7当初：25,988千円 (一) 25,988千円

(R6当初：25,163千円 (一) 25,163千円)

期待される効果

地域の実情に応じたきめ細やかな保育サービスの提供体制を確保することで、高知県全体の保育の質の向上を図る。

事業目標

- 低年齢児の保護者が、年度途中で保育を必要とする場合、スムーズに保育所等に受け入れられる。



(参考)

○補助対象		0歳児	1歳児	2歳児	合計
在籍乳幼児数		2	3	4	
担当職員		0.6	1.1	1.7	2
加配数		2	1	1	4
合計					2

×補助対象外

×補助対象外		0歳児	1歳児	2歳児	合計
在籍乳幼児数		5	8	7	
担当職員		1.6	2.5	4.1	5
加配数		2	1	1	4
合計					0

家庭支援推進保育事業

※R6年度より、保育サービス等推進総合補助金から人口減少対策総合交付金に移行されました。

家庭環境等に特別な配慮が必要な児童への家庭訪問や地域連携等を実施するために必要な専任の保育士を配置し、入所児童の処遇向上を図る。

高知県人口減少対策総合交付金

○市町村が地域の実情に合わせて実施する人口減少対策を総合的に支援

【交付対象事業】①若者の定着増加、②婚姻数の増加、③出生率の増加、④共働き共育での推進

○全ての市町村に配分する「Ⅰ基本配分型」と、県の掲げる目標(若者(34歳以下)の増加、出生数の増加)の達成につながる取り組みに加算する「Ⅱ連携加算型(手挙げ)」の2つで構成

Ⅰ基本配分型<ソフト>

- (1) 通常分
 - 人口割、均等割等により、全ての市町村に配分 [交付額：300～7,500万円程度/年]
 - 交付対象事業(上記①～④の目的に資するもの)に該当すれば、市町村の裁量で活用可
 - (2) 男性育休インセンティブ加算

Ⅱ連携加算型<ソフト・ハード>

- 1市町村当たりの交付額(上限)：4年間(R6～9)
 - ・人口1万人未満 5,000万円
 - ・人口1万人以上 1億円
- 県の掲げる目標の達成につながる取り組みであって、次のAまたはBに該当する事業
 - A：県が直接実施する取り組みと連携することでさらなる相乗効果が期待される事業
 - B：市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事業
- 市町村は数値目標を設定した事業計画を作成



私立幼稚園への補助

(私立学校運営費補助金除く)



1 私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金

女性の社会進出の増加等による保護者の保育ニーズの拡大に対応するために、学校法人立幼稚園等が実施している子育て支援事業に対して補助し、子育て家庭への支援となる当該事業の充実向上、保護者及び幼稚園等の経費負担の軽減を図る。

●補助要件

子育て支援事業	幼稚園等施設開放事業	対象経費 事業実施に要する経費（人件費、旅費、報償費、需用費【食糧費を除く】、役務費、使用料等）
	子育て相談事業	
	子育て講座開催事業	対象外経費 他の補助金の対象となるもの及び設備整備に係る経費（備品購入費、施設整備費 等）
	その他地域住民等の子育てを支援する事業	

※公定価格（基本分単価、子育て支援活動費加算）や他の補助金との重複受給は認められませんので、十分精査してください。

●補助金事務スケジュール（予定）

- 12月 事業計画書提出
- 2月 交付申請書提出
- 3月 交付決定通知
- 4月 実績報告書提出
- 5月 補助金精算払



2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

心身障害児の幼稚園等への就園の機会の拡大を図るとともに、心身障害児教育の振興を図るために、心身障害児を受け入れている学校法人立幼稚園等に対して補助する。

●補助要件

- ① 1人以上、心身障害児を受け入れていること
- ② 以下のいずれかに該当し、教育上特別な配慮が必要なものであること
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている幼児
 - ・療育手帳の交付を受けている幼児
 - ・特別児童扶養手当の支給対象となる幼児
 - ・医療機関や市町村等が設置する専門機関（教育研究所等）において、心身に障害があると判断された幼児
- ③ 公定価格や他の補助金等と対象経費が重複していないこと

●補助金事務スケジュール（予定）

- 10月 交付申請書提出
- 3月 交付決定通知
- 4月 実績報告書提出
- 5月 補助金精算払



多子世帯保育料軽減事業費補助金

幼保支援課

R7当初：88,646千円（一）88,646千円
 (R6当初：85,982千円（一）85,982千円)

事業概要

18才未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減(無料化)する。

期待される効果

多子世帯の経済的負担の軽減に加え、施設間の公平性の向上が図られることにより、子どもが育つ環境が整えられる。

現状・課題

【県民のニーズ】

「理想の数だけ子どもを持たない理由」 1位 ⇒ 子育てや教育にお金がかかりすぎるから (78.3%)
 「理想の数だけ子どもを持てる環境」 2位 ⇒ 子ども医療費や保育料などへの経済的支援が充実 (50.7%)
 出展：令和6年度 出会いから結婚・子育てまでの切れ目ない支援のための県民意識調査

事業目標

全市町村において、18歳未満の子が3人以上の場合、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減(無料化)する。

実施内容

◆18歳未満の子が3人以上の場合、同時入所に関わらず、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減(無料化)

- 対象施設
 - ①認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所
 - ②届出認可外保育施設
 - 補助対象経費
 - ①子ども・子育て支援法の規定により徴収する保育料
 - ②設置者が徴収する保育料（上限：月額50,000円）
- ※子育てのための施設等利用給付の支給要件を満たす者の場合は、月額50,000円から当該給付月額を差し引いた額を限度とする。

○補助率

1/2以内

○定義

第3子以降：戸籍上の第3子以降の子ども
 3歳未満：年度当初の時点で3歳未満の子ども
 したがって、当該年度の間であれば満3歳に達してからの対象施設に入ることとなった子どもはこれに該当する。



保育料の軽減(無償化)の園児・小学生・高校生

《参考：国の保育料等軽減措置》

※同時入所の場合

第1子の年齢制限撤廃(年収約360万未満世帯)

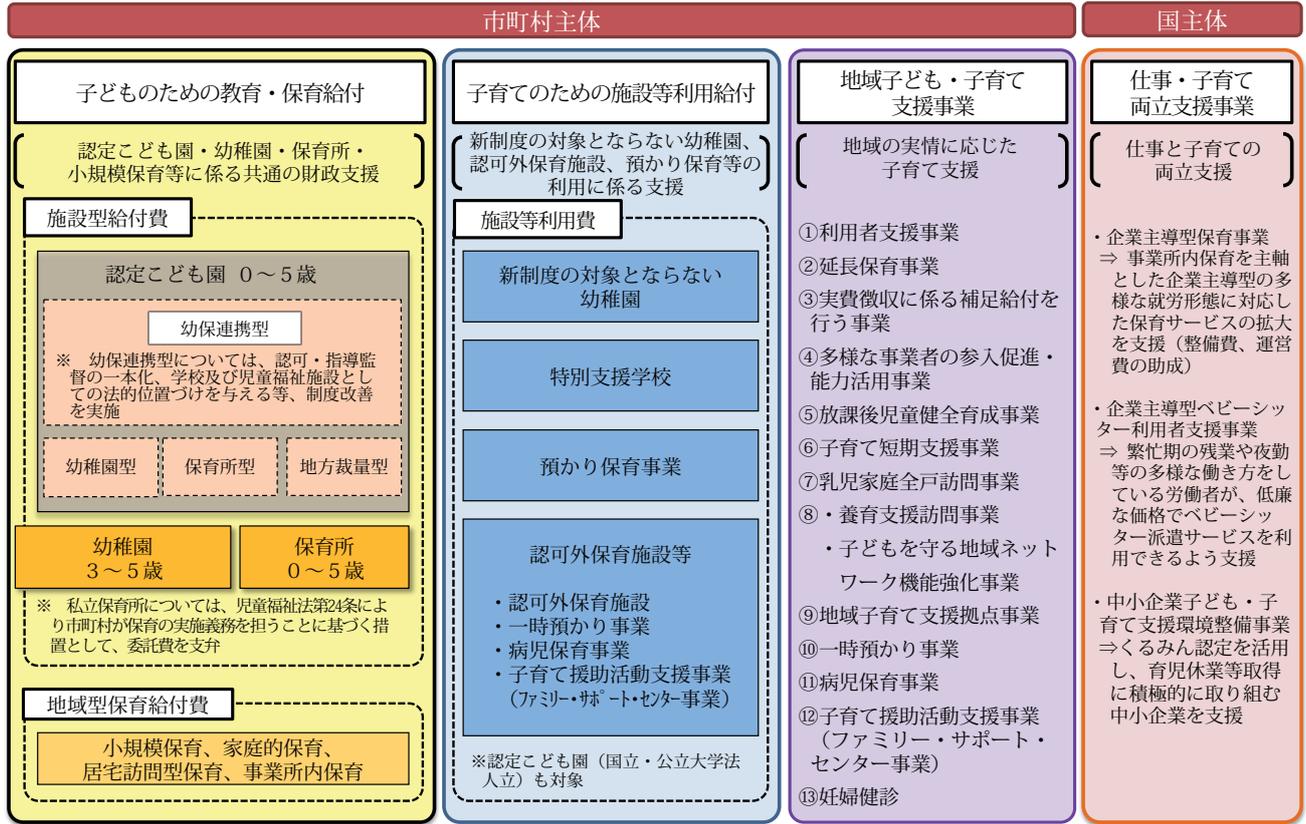
3号認定	第2子 第3子	半額 無償
1・2号認定	無償	

○参考

3歳～5歳の子どものための利用料、住民税非課税世帯の0歳～2歳の子供たちの利用料を無償化 (R元. 10月～)

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度の概要



子ども・子育て支援給付費の支給を受ける子どもの認定区分

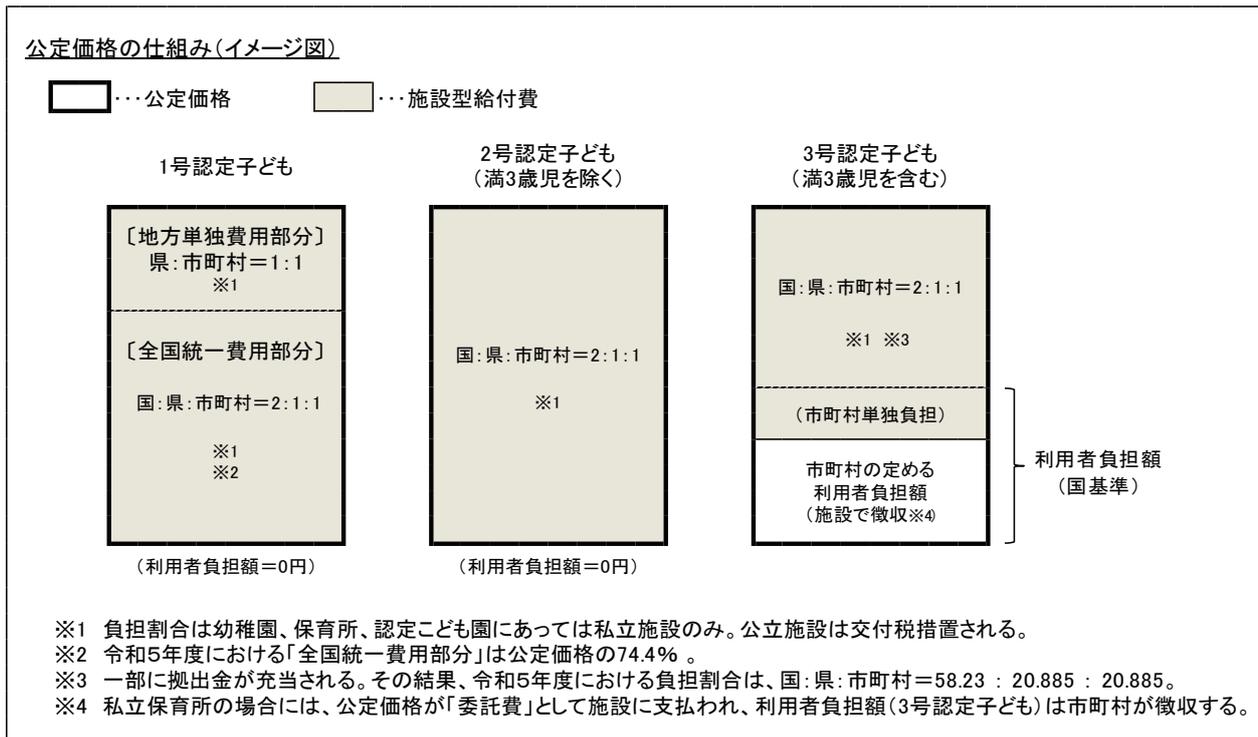
給付種類	(認定通称)	対象子ども(認定区分)	利用施設・事業
施設型給付 地域型保育給付 (特例給付を含む)	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもので(第19条第1項第1号)	教育標準時間 幼稚園(私学助成幼稚園を除く) 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第19条第1項第2号)	保育標準時間 保育短時間 保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(法第19条第1項第3号)	保育標準時間 保育短時間 保育所 認定こども園 小規模保育事業等
施設等利用給付 (R1.10月～)	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>新2号・新3号認定子ども以外</u> のもので(第30条の4第1号)	私学助成幼稚園 (新制度未移行幼稚園)
	新2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第30条の4第2号)	私学助成幼稚園 (新制度未移行幼稚園)
	新3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものうち、 <u>市町村民税非課税世帯に属するもの</u> (第30条の4第3号)	預かり保育事業(※) 認可外保育施設等

(※) 幼稚園(私学助成幼稚園を含む)、認定こども園における教育(標準)時間外の預かり保育事業(一時預かり事業(幼稚園型)等)のこと。
 幼稚園、保育所、認定こども園等での「非在籍園児の預かり保育」(一時預かり事業(一般型、余裕活用型)等)は「認可外保育施設等」に該当する。

給付の基本構造

■施設型給付の基本構造(地域型保育給付、特例給付も同様)

- 「施設型給付費」は「公定価格(内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)」から「利用者負担額(政令で定める額を限度として市町村が定める額)」を控除した額となります。
- 給付については、保護者における個人給付を基本としつつも、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなります。(利用者負担額は施設が利用者から徴収します。)
- 私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから(児童福祉法第24条)、法定代理受領ではなく、利用者負担を市町村で徴収し、公定価格の全額が委託費として支払われます。
- 給付(委託費の支払い)は、教育・保育給付認定を行った市町村(子どもの居住地の市町村)が行います。



■施設等利用給付の基本構造

- 市町村は、対象の施設・事業(市町村の確認を受けたもの)を認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を月額上限額の範囲内で支給します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などの「特定費用」は施設等利用給付の対象外となります。
- 支給に要した費用は、国、県、市町村で2:1:1の割合で負担します。(国立幼稚園は全額国負担)

[月額上限額]

認定区分	利用施設・事業	上限月額	備考
新1号	私学助成幼稚園	2.57万円 (国立幼稚園は8,700円)	教育時間のみ (※教育時間外は「預かり保育事業」に該当する)
	私学助成幼稚園		
新2号	預かり保育事業	1.13万円 (月額単価450円)	幼稚園(私学助成幼稚園を含む)、認定こども園における教育(標準)時間外の預かり保育事業(土曜日、休業期間外の預かり保育を含む) ※いわゆる「午後の預かり保育」
	認可外保育施設等	3.7万円	認可外保育施設、一時預かり事業(※預かり保育事業でないもの)、病児保育事業、ファミリー・センター・サポート事業
新3号	新制度未移行幼稚園	2.57万円	教育時間のみ (※教育時間外は「預かり保育事業」に該当する)
	預かり保育事業	1.63万円 (月額単価450円)	幼稚園(私学助成幼稚園を含む)、認定こども園における教育(標準)時間外の預かり保育事業(土曜日、休業期間外の預かり保育を含む) ※いわゆる「午後の預かり保育」
	認可外保育施設等	4.2万円	認可外保育施設、一時預かり事業(※預かり保育事業でないもの)、病児保育事業、ファミリー・センター・サポート事業

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較 (主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1) 一定の経過措置あり

注2) 施設整備費について

・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。

・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

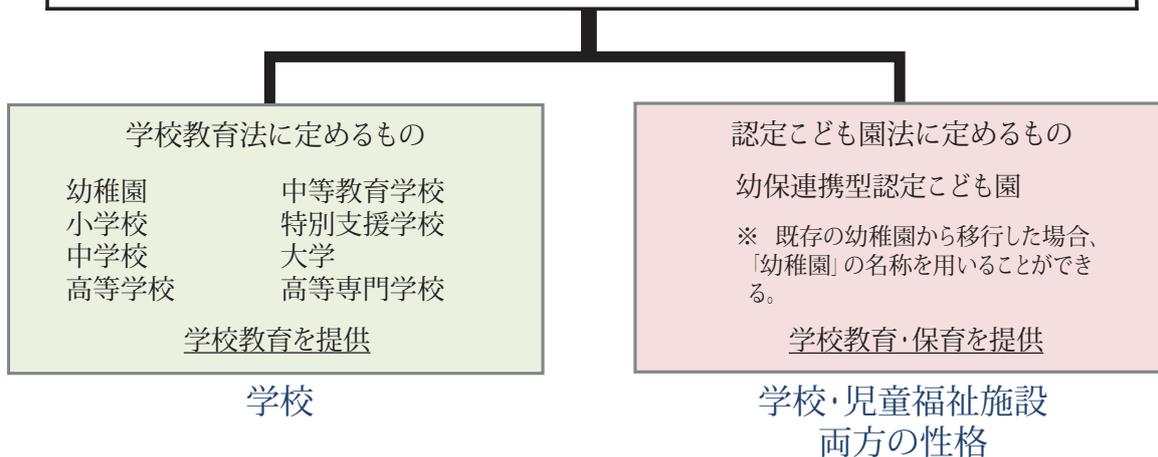
- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)



地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
	処遇等	給食 自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
- ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

家庭的保育事業等の認可基準について

- 家庭的保育事業等については、従前の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡		
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

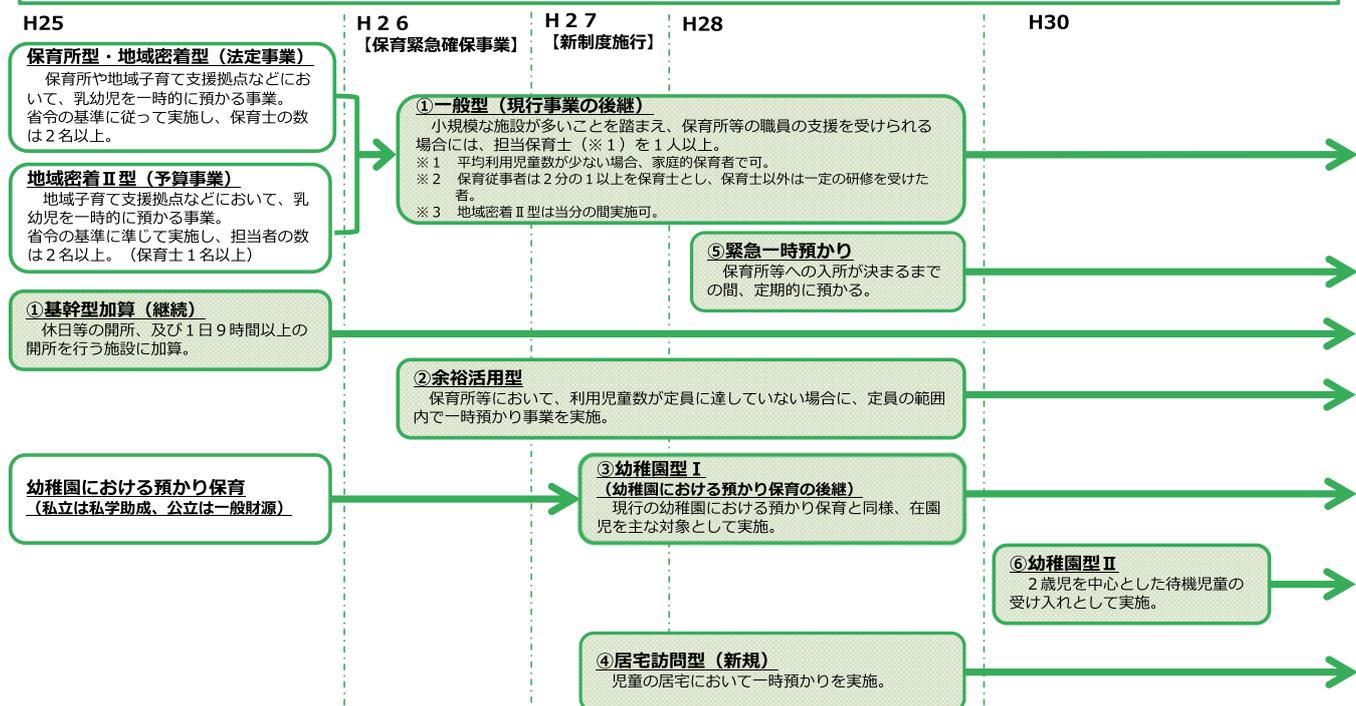
一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型Ⅰ	③ 幼稚園型Ⅱ	④ 余裕活用品	⑤ 居宅訪問型	⑥ 地域密着Ⅱ型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園(新制度園及び私学助成園) ※認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準					
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準を遵守。					—
実施か所数	職員配置					
	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士等を1/2以上。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 ※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 ※幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。				研修を修了した保育士、家庭的保育者又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	
実施か所数	9,232か所	5,293か所	—	500か所	0か所	(※ 一般型の内数)

一時預かり事業の経過

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用品、③幼稚園型、④訪問型に再編。
- 平成28年度には保育認定子どもであって、特定地域型保育事業を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かる「⑤緊急一時預かり」を対象とした。
- 平成30年度には、子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児を中心とした待機児童の受け入れを推進するため、「⑥幼稚園型Ⅱ」を創設。



一時預かり事業（幼稚園型）の担当職員に算入できる範囲（イメージ）

職員の類型		職員が通常勤務する日 ^{※1}			休日	
		(教育課程時間)	(教育課程時間外)		合計8時間まで	合計8時間超
		4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超		
一時預かり事業の専任職員		○	○	○	○	○
一時預かり事業と幼稚園等の 教員等との 兼務職員	幼稚園等における 学級担任等の 常勤教員 ^{※2}	× ^{※3} × ^{※6}	× ^{※3} × ^{※6} (○ ^{※4})	○ ^{※5}	○ ^{※5}	○ ^{※5}
	幼稚園等における 非常勤講師等 ^{※2}	× ^{※6}	○ ^{※7}	○	○	○
(参考)適用 補助単価	在園児		基本分単価	長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価
	非在園児 ^{※8}		休日単価	長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価

- ※1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。
 ※2 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。
 ※3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の配置職員数に算入不可。
 ※4 人件費について一時預かり事業の補助対象経費に算入不可だが、教育課程時間外で配置職員数には算入可(ただし、学級担当職員については通常の教育活動に係る業務を行うことが想定されることから、学級担当職員以外のチーム保育担当職員等を中心に担当することが望ましい)。
 ※5 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。
 ※6 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。
 ※7 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。
 ※8 非在籍園児については、基本的に一時預かり事業(一般型)により対応。ただし、非在籍園児の利用が少数であること等により、幼稚園型及び一般型の両事業を実施することが、施設や市町村の事務を増大させる等の場合には、幼稚園型において当該非在籍園児の一時預かりを実施することも可能。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について（R3～）

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等可） ※負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【要件】

- ・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立） ※ 新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。
- ・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども） ※ 非在籍園児の利用が少数である場合等には非在籍園児も預かり可能
- ・配置職員 認可保育所と同じ

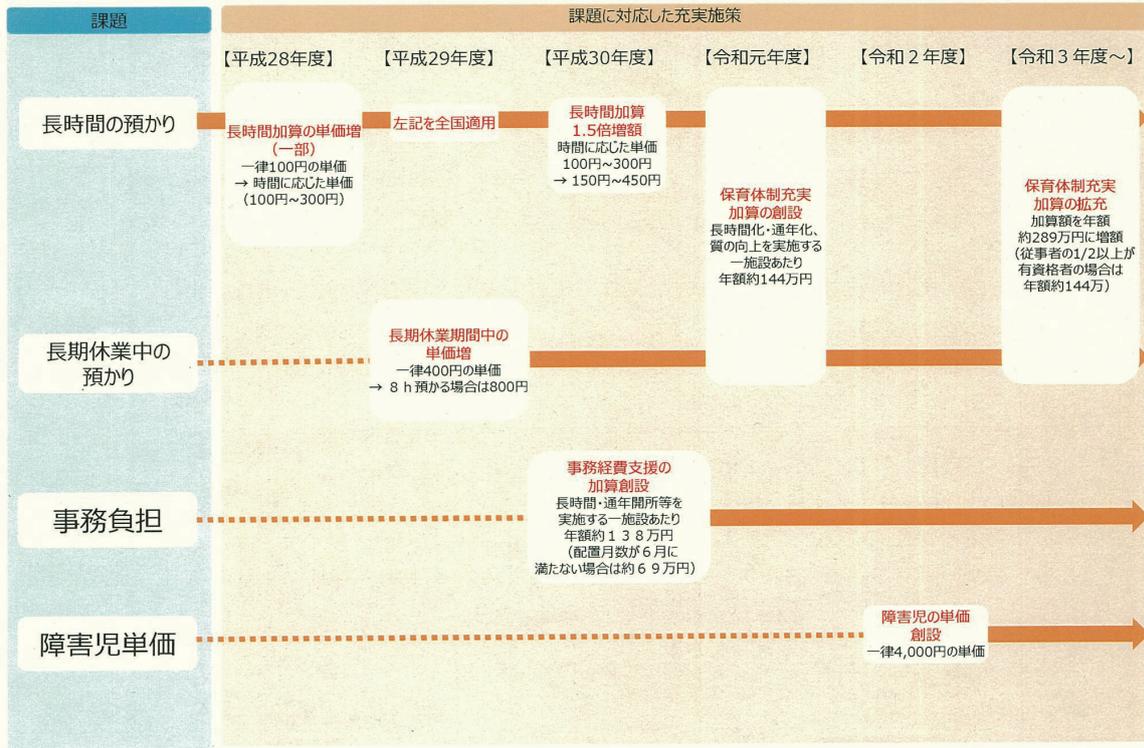
0歳児	3	11・2歳児	6	1
3歳児	20	14歳以上児	30	1

- ・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）
 (当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む)
 ※ ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

＜補助単価額＞ ※ 小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算	障害児単価
在籍園児 (1人当たり日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算 【長期休業期間中4時間を超えた場合】 ① 100円 2時間未満 ② 200円 2時間以上3時間未満 ③ 300円 3時間以上 【その他の場合】 ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上3時間未満 ③ 450円 3時間以上	4,000円 ※障害児には一律に本単価を適用する。 左記の利用日・利用時間に応じた単価・加算は適用しない。
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】		
	休日(土日祝等)	800円【8時間】		
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】		
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり		
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用者数2,000人以上・職員すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約289万円 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用者数2,000人以上・職員2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約144万円		

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における充実（平成28年度～）



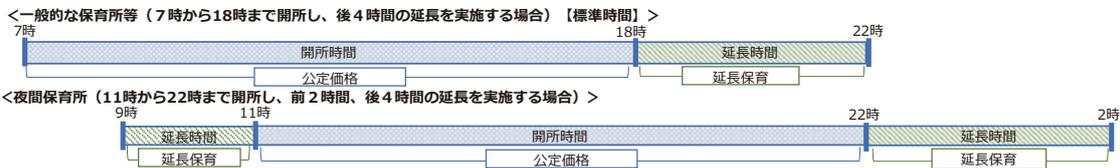
<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）※（）内は前年度当初予算額
※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- (1) 一般型
標準時間認定：11時間の開所時間を超過して保育を実施する事業
短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超過して保育を実施する事業
- (2) 訪問型（平成27年度創設）
居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超過して保育を実施する事業



「見直し内容」

- 延長保育事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所における配置基準と同様となるよう引き上げることとし、そのために必要な補助基準額の加算により補助する。

実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区含む。）
【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）
【令和7年度補助基準額案】※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額
- ① 保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）
 - 1時間延長：21,200円
 - 2時間延長：42,400円
 - 3時間延長：63,600円
 - ② 保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）
 - 30分延長：600,000円
 - 1時間延長：1,760,000円（1,988,000円）
 - 2～3時間延長：2,761,000円（2,989,000円）
 - 4～5時間延長：5,804,000円（5,918,000円）
 - 6時間以上延長：6,835,000円
 - 配置基準改善加算（保育所：1事業所当たり年額）※平均対象児童数が21人以上の施設のみ
 - 30分延長：150,000円
 - 1時間延長：300,000円
 - 2～3時間延長：750,000円
 - 4～5時間延長：1,350,000円
 - 6時間以上延長：1,950,000円

【実績】

- <実施か所数>
- 令和2年度：28,425か所（公立6,690か所、私立21,735か所）
 - 令和3年度：29,277か所（公立6,575か所、私立22,702か所）
 - 令和4年度：29,535か所（公立6,427か所、私立23,108か所）
- <年間実利用児童数>
- 令和2年度：897,348人（公立210,426人、私立686,922人）
 - 令和3年度：893,990人（公立201,262人、私立692,728人）
 - 令和4年度：915,022人（公立195,215人、私立719,807人）
- ※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化
※ こども家庭庁保育政策課調べ

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数(2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
 ※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当(1,146億円)

事業の目的

- 子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型(訪問型)

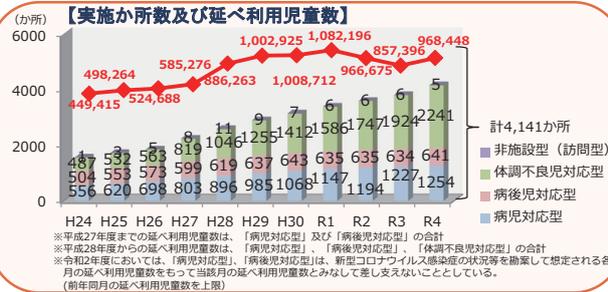
地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

実施主体等

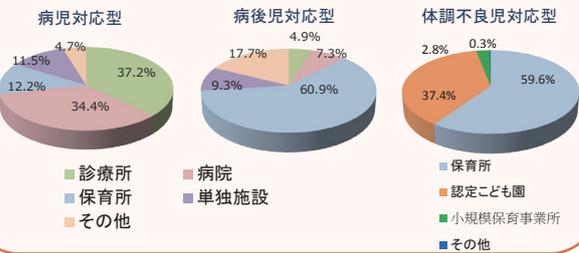
【実施主体】 市町村(特別区を含む。)
 【補助率】 : 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)
 【令和7年度補助単価(案)(病児対応型1か所当たり年額)】
 基本分単価: 8,808,000円
 加算分単価: 1,000,000円 ~ 38,000,000円
 当日キャンセル対応加算: 247,900円~1,005,000円

【拡充】「感染症対応加算」1,300,000円(1施設あたり)

病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配をおこなう。



【実施場所】

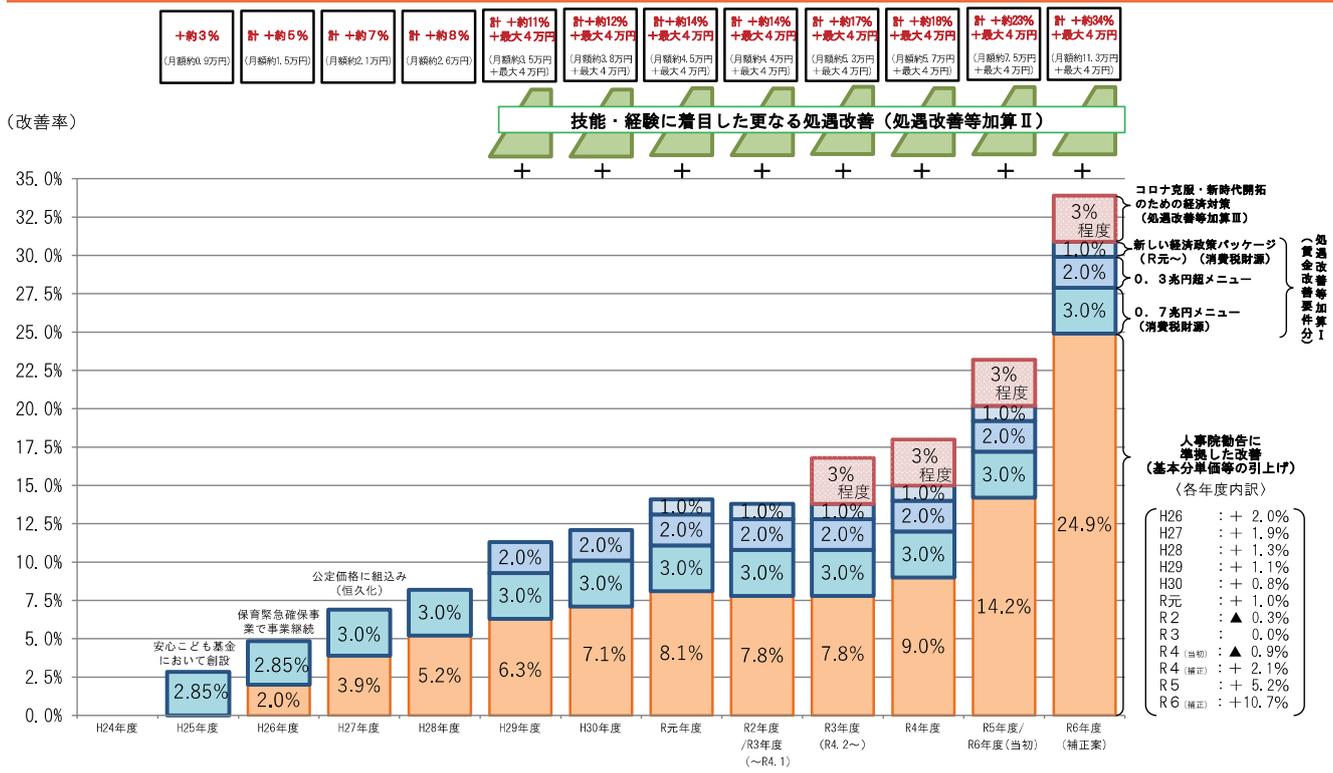


事業類型毎の比較

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型(訪問型)	④ 送迎対応
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施	病児・病後児対応型及び体調不良児対応型について、保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院等の専用スペースで一時的に保育をする事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期)、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児	保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等: 利用児童おおむね10人につき1人以上配置 ■ 保育士: 利用児童おおむね3人につき1人以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1人以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1人に対して2人程度) ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1人に対して、1人程度とすること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用に自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全に配慮が必要 ■ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする
実績	(令和2年度実績) 病児: 1,194か所 病後児: 635か所	(令和2年度実績) 1,747か所	(令和2年度実績) 6か所	-

- 子ども・子育て支援新制度施行に伴う改善(平成27年度~)
 - 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
 - 2 体調不良児対応型について、看護師等2人以上配置としている実施要件を、看護師等1人以上の配置で実施できるよう改善を行う。
- 送迎対応の創設(平成28年度~)

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は
 公定価格により実施 (恒久化)

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの事務手続きの簡素化について

第5回子ども・子育て支援等分科会
2024年2月19日 資料8

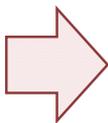
概要

○ 公定価格の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについては、事務手続きが複雑で事務負担が重いという指摘を踏まえ、以下の通り、令和6年度より、事務手続きの簡素化を行い、事務負担の軽減を図る。

【改善点】計画書の提出を原則廃止 (令和6年度より実施)

(改善前の事務)

○ 計画書と報告書で同様の情報 (賃金額等) を記載して、それぞれ賃金改善 (見込み) の確認を行う。



(改善後の事務)

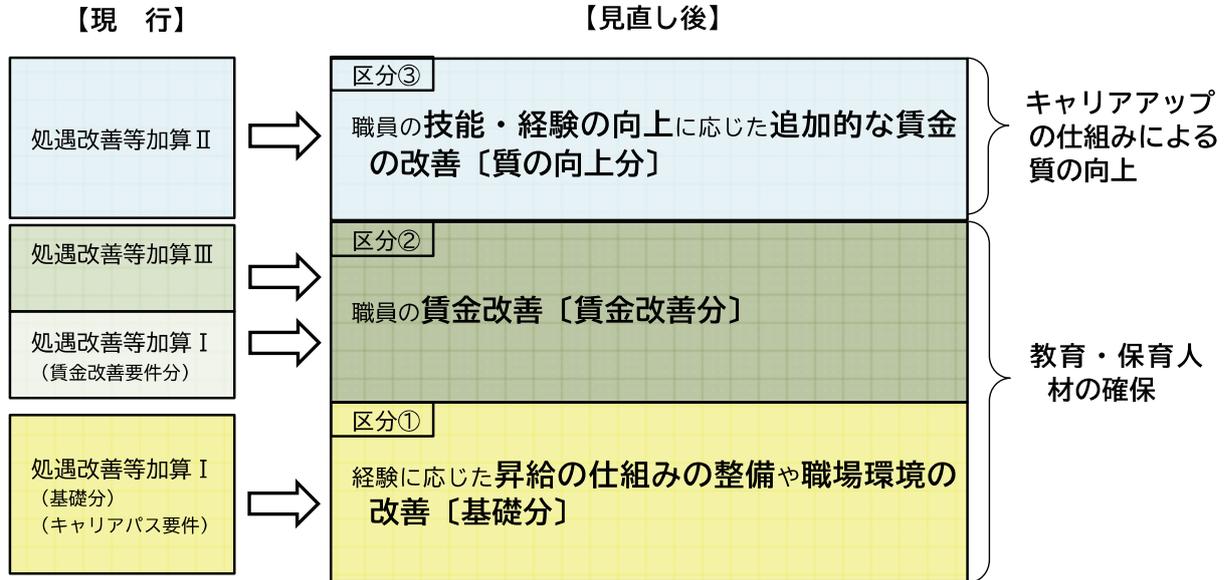
○ 計画書の提出は原則廃止する。その代わりに、賃金改善を行う旨の誓約書を提出する。
 ※新規で加算を取得する場合などは計画書の提出も求める。

注: 賃金改善とは、加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、基準年度に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げていることをいう。

※その他、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの事務手続きの簡素化について、引き続き検討する。
 ※令和7年度に向けて、加算の一本化についても検討を行う。

処遇改善等加算の一本化について(案)

- 処遇改善等加算（仮称）として一本化し、「区分1（基礎分）」、「区分2（賃金改善分）」、「区分3（質の向上分）」の各区分を設ける。
- 処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算Ⅲは賃金改善という観点から区分2（賃金改善分）として統合し、処遇改善等加算Ⅱは区分3（質の向上分）として区分。
- キャリアパス要件については、職場環境の改善という観点から、1年間の経過措置を設けた上で、区分1（基礎分）の要件とする。

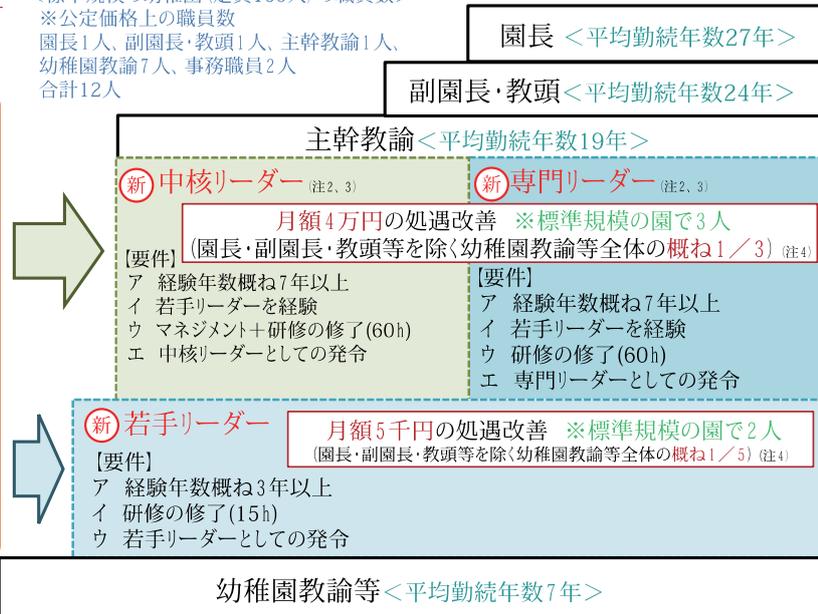


幼稚園教諭等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（1号関係）

研修による技能の習得を通じた、
キャリアアップ

＜標準規模の幼稚園（定員160人）の職員数＞
 ※公定価格上の職員数
 園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、
 幼稚園教諭7人、事務職員2人
 合計12人

- (注1)
- 既存の研修をキャリアアップのために受講
- 【算入可能な研修について】
 以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修
- 都道府県・市町村
 - 大学等（大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者）
 - 幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が適当と認める者
 （申請のための統一様式あり）
 - その他加算認定自治体が適当と認める者
 （園内研修など、申請のための統一様式あり）
- ※加算認定自治体による、個別の研修の各コマの内容の確認は不要



(注1) 研修に係る加算要件については、令和3年度までは研修の受講要件を課さない
 研修受講の必須化時期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で、令和3年度の早期に結論を得る。

(注2) 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

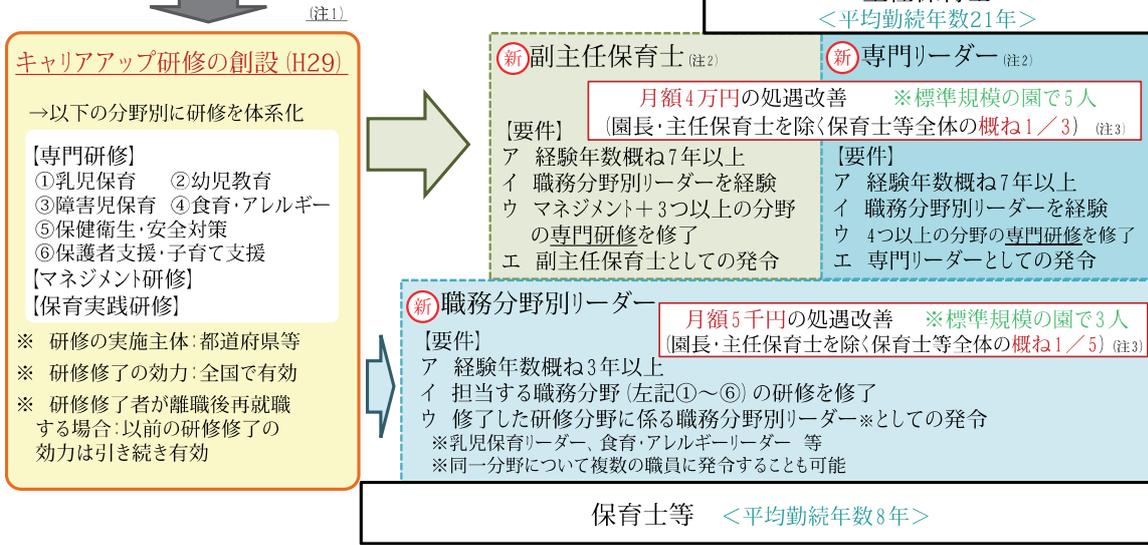
(注3) 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

(注4) 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するもの

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人



(注1) 研修に係る加算要件については、令和3年度までは研修の受講要件を課さない

研修受講の必須化時期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で、令和3年度の早期に結論を得る。

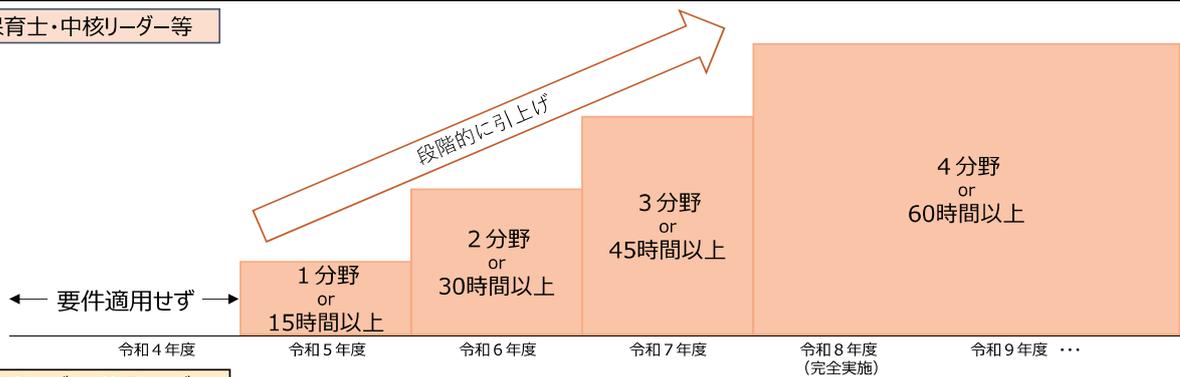
(注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。

(注3) 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。

研修修了要件の取扱い

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。
- 研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。
- 副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野(15時間以上)とし、令和6年度以降、毎年度1分野(15時間以上)ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

副主任保育士・中核リーダー等



職務分野別リーダー・若手リーダー



※副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、副主任保育士等に係る加算額を配分して賃金の改善を行う職務分野別リーダー等についても、令和6年度以降は、1分野(15時間)以上の研修修了が必要

保育所等における継続的な経営情報の見える化について

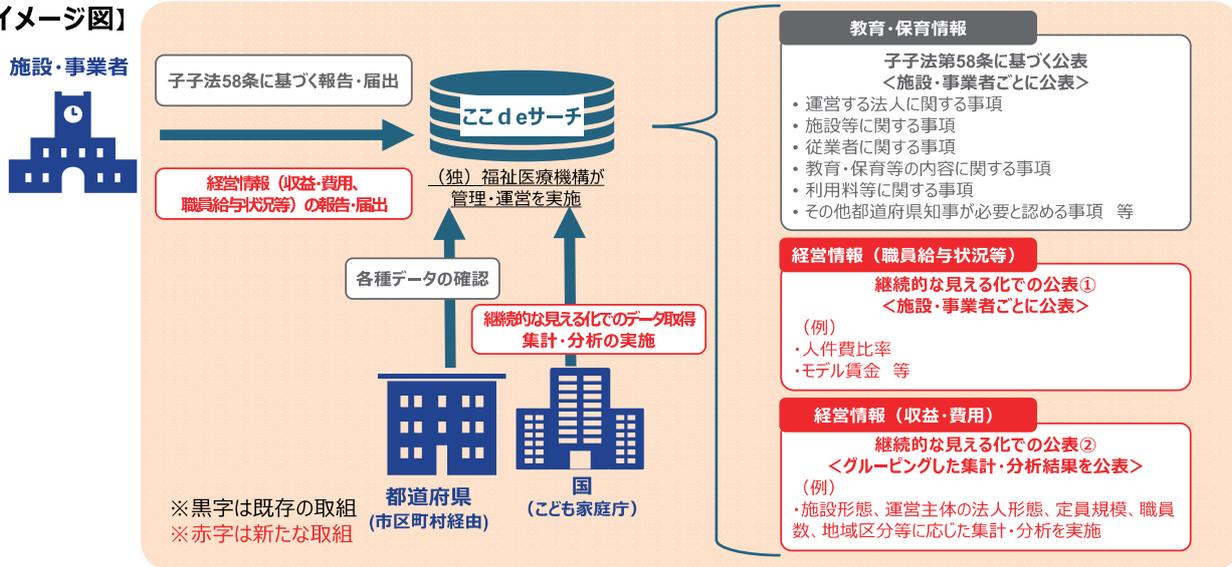
1. 経緯

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、**現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要**」とされた。
- 令和5年1月より、**子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し、令和5年8月28日に報告書を取りまとめ**。
- 医療・介護分野においては、施設・事業者等の経営情報等に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、第211回通常国会で可決された。（【医療】医療法：R5.8.1施行、【介護】介護保険法：R6.4.1施行。）

2. 主な内容

- **施設・事業者ごとの経営情報（収益・費用、職員給与状況等）の報告・届出**を求めることとする。
- **施設・事業者ごとに人件費比率やモデル賃金等を公表**するほか、**グルーピングした集計・分析結果も公表**することとする。

【イメージ図】



子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

（令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書の概要）

目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の**施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築を進め、処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善**を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する**国民の正確な理解の促進**、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた**的確な支援策の検討**、経営情報の分析を踏まえた**幼児教育・保育政策の企画・立案**等の実現を目的とする。
- また、**情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進**、また、研究者による学術研究や政策対言の活性化等、**幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待**できる。

継続的な見える化の対象とする施設・事業者

- 原則、子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

報告・届出を求める情報

- **全ての施設・事業者を単位として、毎事業年度の経営情報（収益・費用）**について報告・届出を求める。
- このうち、**人件費等費用の内訳や、職員配置の状況、職員給与の状況等の詳細を把握できる情報**も含む。
- 報告・届出を求める経営情報等の具体的な項目については、「**経営実態調査**」における調査項目を基礎としつつ、「**政策検討への活用性の向上**」と「**施設・事業者への業務負担**」の双方に配慮し決定する。
- それぞれの経営主体で採用されている**会計基準に応じた様式**を設け、また、それぞれの**会計年度に応じた報告・届出期間を設定**する。

公表の方法

- **詳細な経営情報**については、**個別の施設・事業者単位での公表は行わない**。施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの**属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表**する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、**施設・事業者の人件費比率やモデル賃金等の情報**については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、**個別の施設・事業者単位で公表**する。